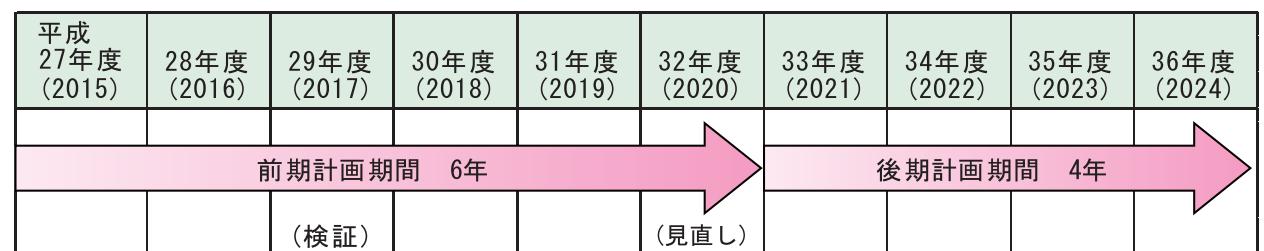


■スポーツ推進の意義

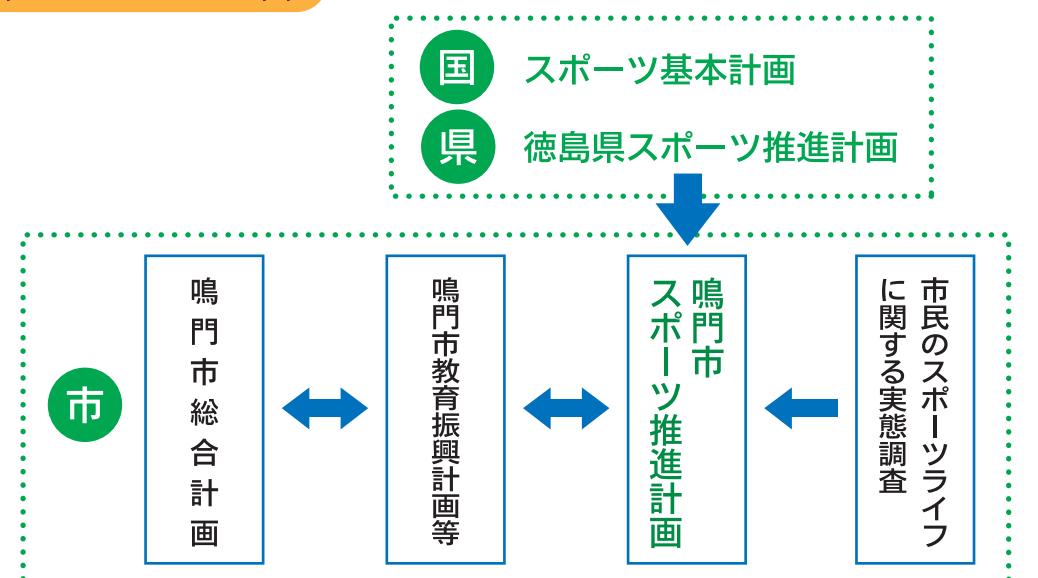
- ①スポーツは、次代を担う子ども・青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に資するものです。
- ②スポーツは、年齢、性別、障がいの有無等を問わず心身の健康の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等にも重要な役割を果たすものであることから、健康で活力に満ちた社会の実現に不可欠なものであるとともに、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の地域課題の解決に寄与する可能性を有するものです。
- ③スポーツは、トップアスリートが不断の努力により人間の可能性の極限を追求し、競技に取り組む姿は、多くの人々に誇りや喜び、夢や感動をもたらします。また、トップアスリートの活躍は、次世代のスポーツ選手の育成につながり、地域の競技スポーツの発展に寄与するものです。

■計画の期間

平成 27 年（2015 年）度から平成 36 年（2024 年）度までの 10 年計画とし、平成 32 年（2020 年）度までの 6 年間を前期計画期間、平成 33 年（2021 年）度からの 4 年間を後期計画期間とします。また、前期計画の期間中の平成 29 年（2017 年）度に、計画の進捗状況やスポーツをめぐる環境を踏まえて、計画の検証を行います。



■計画の位置づけのイメージ図



企画・編集／鳴門市教育委員会生涯学習人権課体育振興室

〒772-0003 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

電話：088-686-8804 フax: 088-686-8005

E-mail : taiikushinko@city.naruto.lg.jp

※本計画は、公益財団法人 笹川スポーツ財団の協力のもと策定しました。

(2015.02)

鳴門市スポーツ推進計画

概要版



スポーツは、楽しさや喜びをもたらし、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等の多面にわたる役割を担っています。

本市では、これまで以上にスポーツ推進に関する取組を進めるため、「スポーツうずまくまちなると」を基本理念と定めた「鳴門市スポーツ推進計画」を新たに策定し、市民の皆さんとの協働と、国、県スポーツ団体をはじめとする関係者との連携によって、その基本理念の実現を図ります。



平成 27 年 2 月
鳴門市教育委員会



基本理念：スポーツうずまくまち なると

市民の皆さんや体育・スポーツ関係団体などの皆さんと共に、基本理念の実現を目指します。



スポーツの定義

本計画では、スポーツを競技種目だけではなく、散歩や鬼ごっこ、釣り、海水浴などの余暇活動まで含め、幅広く捉えています。

基本目標

スポーツ推進のための施策

計画の役割

計画の基本理念を実現するために、今後のスポーツ推進の基本目標を次のとおり掲げて、具体的な施策を展開します。

1. 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実

学校における体育・スポーツ活動や地域のスポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、子ども・青少年の健全育成を目指します。

<目標>

- ①健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在に留意しつつ、「過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合」がゼロに近づくことを目指します。

平成 24 年度		平成 32 年度
小学生	4.0%	→ 0 %
中学生	9.9%	

- ②全国体力・運動能力調査における「小学校5年生、中学校2年生の体力合計点」について、引き続き全国平均点以上を目指します。

平成 24 年度		平成 32 年度		
小5男子	53.92	中2男子	44.25	→ 全国平均点以上を維持する
小5女子	56.27	中2女子	53.70	

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

生涯にわたりライフステージに応じたスポーツ活動が行えるように、スポーツ機会の創出、活動の支援等を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。

<目標>

- ①「成人の週1回以上の実施割合」として65%程度（国の目標値）を目指します。

平成 24 年度	平成 32 年度
35.5%	→ 65.0%

- ②「鳴門市チャレンジデーへの参加率」60%を目指します。

平成 26 年度	平成 32 年度
54.9%	→ 60.0%

- ③スポーツボランティアの実施率の増加を目指します。

平成 24 年度	平成 32 年度
8.6%	→ 16.0%

3. 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

体育協会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織との連携や市民との協働により、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

<目標>

- ①「総合型地域スポーツクラブの利用者数（延べ人数）」を増やします。

平成 25 年度	平成 32 年度
15,633人	→ 30,000人

- ②「総合型地域スポーツクラブの認知度」を高めます。

平成 24 年度	平成 32 年度
13.2%	→ 30.0%

- ③市及び市スポーツ関連組織が開催する、スポーツ活動中の安全確保を図るための講習会等への指導者や競技者等の参加者数（延べ人数）を増やします。

平成 26 年度	平成 32 年度
12人	→ 200人

施策(1) 子ども・青少年のスポーツ活動の推進

- ①スポーツ活動機会の充実
- ②スポーツ少年団の活動支援
- ③スポーツ大会等の開催（子ども・青少年）
- ④スポーツボランティアとの連携

施策(2) 学齢期の体育活動機会の充実

- ①小中学生の体育活動への支援
- ②四国大会及び全国大会等出場支援
- ③スポーツ指導者の活用
- ④顕彰制度の推進（子ども・青少年）

施策(1) スポーツの参加機会の拡充

- ①日常的にスポーツに参加することができる機会の提供
- ②スポーツ大会等の開催（成人）
- ③学校体育施設の活用
- ④スポーツボランティアの拡充
- ⑤観るスポーツの機会の創出
- ⑥スポーツ情報の発信

施策(2) 高齢者のスポーツ活動の支援

- ①介護予防事業との連携
- ②高齢者スポーツの支援

施策(3) 障がい者のスポーツ活動の支援

- ①障がい者スポーツの支援
- ②障がい者スポーツ・レクリエーション大会の支援

施策(4) 競技スポーツの支援

- ①学校・社会体育施設の優先使用
- ②全国大会及び世界大会等出場支援
- ③顕彰制度の推進（成人）



施策(1) スポーツ関連組織への支援

- ①体育協会への支援
- ②スポーツ推進委員会への支援
- ③総合型地域スポーツクラブへの支援

施策(2) スポーツ活動における安全の確保

- ①スポーツ安全講習会等の開催

施策(3) スポーツ施設の改修・整備の検討

- ①スポーツ施設の改修・整備の検討

役割①

市民に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することでスポーツへの関心を高め、スポーツ活動へ積極的な参加を促進するとともに、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を協働して目指す計画とします。

役割②

体育・スポーツ関係団体に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで本市のスポーツ施策に対する理解を深めてもらい、スポーツの推進のための主体的な取組や行政との連携を通じて、市民の心身の健康の保持増進等に努めることを目指す計画とします。

役割③

国や県に対して、計画の基本理念、基本目標等を明示することで、本市のスポーツ施策に対する理解や事業の推進に対して積極的な支援を求める計画とします。